

改定「災害時支援協定」締結

令和4年12月20日



岡山県庁にて

警備保障タイムズより

岡山警協

災害支援協定結ぶ

県・県警と「有償出動」を明記



松尾会長（右）と榎石
副司・岡山県危機管理
監（岡山警協提供）

「業務内容」「補償」も含む
岡山県警備業協会（松尾浩三会長）は12月20日、「災害時における地域安全の確保に係る警備業務の実態に関する協定・細目協定」を県・県警察本部と締結した。同協定は1997年に岡山警協が県と結んだ災害支援協定の不備を補い改正したもので、発災時の公共工事設計労務単価による積算金額で「有償出動」することが明記された（3面に「トップメッセージ」）。

協定改正のポイントとして、警備員が出動した際の「費用負担」に加え「警備業務の内容」「出動警備員に対する補償」も明確にしたことが挙げられる（別項）。

岡山警協は2018年に発生した「西日本豪雨」で県・県警と協議して全国で初めて支援活動の有償化を実現。同年に長野・宮城で警備業が実施した災害支援活動でも活用された。全国警備業協会はこの取り組みを参考に災害支援協定の「ひな型」を作成し、昨年9月、理事会の承認を得た。岡山警協は「ひな型」に基づき内容で協定を作成、県・県警と約1年半にわたって協議を続け、締結につ

【瀬戸雅彦】

なげた。松尾会長は1月18日の理事会で報告。同警協は今後、会員への周知を図る。

協定改正のポイント

- 【費用負担】
県警から要請を受け警備業者が実施する受託業務に関する費用は、県が負担する。費用の額は県が役務の提供を受ける直前の適正価格を基準とし契約締結時に関係者と協議して決定する。
- 【警備業務の内容】
▽災害時における緊急交通路の確保のための交通誘導警備業務。
- ▽避難所等における犯罪防止等のための警戒活動を行う施設警備業務。
- ▽被災地及び避難所等における交通誘導警備業務。
- ▽その他、県において必要と認める警備業務。

【出動警備員に対する補償】
協定に基づく警備業務に従事した際、その責めに帰すことができない事由により出動警備員が死亡、負傷、疾病にかかった場合の補償は、労働災害関係法令等に基づいて支払う。